方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 53 年度補正予算債」という。）、昭和 61 年度において「昭和 61 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 61 年 11 月 10 日付自治地第 189 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 61 年度補正予算債」という。）、昭和 62 年度において「昭和 62 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 62 年 9 月 19 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和 62 年度地方財政補正措置（第 2 次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和 63 年 2 月 26 日付自治地第 20 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 62 年度補正予算債」という。）、平成 4 年度において「平成 4 年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成 4 年 10 月 30 日付け各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 4 年度補正予算債」という。）、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債並びに平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降におい

方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 53 年度補正予算債」という。）、昭和 61 年度において「昭和 61 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 61 年 11 月 10 日付自治地第 189 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 61 年度補正予算債」という。）、昭和 62 年度において「昭和 62 年度補正予算に係る地方債の取扱いについて（昭和 62 年 9 月 19 日付自治地第 185 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」及び「昭和 62 年度地方財政補正措置（第 2 次）に伴う地方債の取扱いについて（昭和 63 年 2 月 26 日付自治地第 20 号各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「昭和 62 年度補正予算債」という。）、平成 4 年度において「平成 4 年度補正予算に係る地方債の取扱い等について（平成 4 年 10 月 30 日付け各都道府県総務部長、各指定都市財政局長及び各一部事務組合管理者あて自治省財政局地方債課長内かん）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成 4 年度補正予算債」という。）、平成 5 年度補正予算債、平成 6 年度補正予算債、平成 7 年度補正予算債、平成 8 年度補正予算債、平成 9 年度補正予算債並びに平成 10 年度補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債（平成 5 年度において国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（平成 5 年法律第 8 号）による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置の対象となる事業を行う地方団体に対し、昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額について許可された地方債をいう。以下同じ。）、昭和 44 年度以前において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、地方債計画上の新産業都市等建設事業債（通常の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降におい